

平成二十五年三月定例会

悪臭問題特別委員会報告

平成二十五年三月二十二日

悪臭問題特別委員会並びに同委員会協議会における調査及び活動等の概要と、委員会としての所見等につきましては、毎年三月定例会において、報告をしてきたところです。

また、昨年の九月定例会においては、七月に実施した、堆肥製造事業所の堆肥製造方法や臭気対策に関する、地方自治法第百条の二の規定に基づく調査と、その結果を中心に、報告させていただきました。

本日は、それ以後の調査及び活動内容と、所見を報告させていただきます。

まず、「廃棄物の適正処理が悪臭問題の解決につながる。」との考えのもと、本市議会が具体的な改善策を示し、産業廃棄物処分業の許可権者である山形県知事に対して、適正な指導の強化と徹底を求めた意見書については、昨年の九月定例会で議決され、十月二十三日に、議長から置賜総合支庁長に手渡しました。

十月の委員会協議会では、当局より、悪臭苦情件数と臭気測定結果についての報告を受けました。あわせで堆肥製造事業所が、県の指導に基づく改善計画により、「十月中旬から堆肥の原料となる産業廃棄物の受け入れを停止し、在庫堆肥の搬出のみを実施している。」との説明がありました。

その後、全委員と当局が同行し、養豚事業所の視察を行いました。はじめに、養豚事業所より、昨年四月から取り組んでいる、豚の減産計画の進捗状況について説明を受けました。その後、農場内を巡り、減産に伴う臭気の現状や施設の清掃状況等を確認しました。

事業所側からは、「現在の畜産業界はたいへん厳しく、置賜管内においても倒産する企業が出ていることから、今後も経営が維持できるようにご支援いただきたい。」と要望がありました。

また、「資金や場所などが整えば移転したいとの考えもあるが、現状では、そこまで踏み切れない。」との報告がありました。

十二月定例会の委員会では、堆肥製造事業者を参考人として招致しました。そして、本市議会が十一月二十八日に当該事業者に提出した、「堆肥の積み上げ高さを二メートル以内とし、攪拌や切り返し作業を多く行い、好気性発酵を維持させること。」など、六項目の改善策を盛り込んだ、「悪臭問題の早期解決に向けての要望書」に対しての、事業者の考え方や捉え方について回答を求めました。

残念ながら、当日は代表者が欠席し、代理の出席となりました。代表者からは、文書の提出があり、今後の事業の方向性などについて示されました。

その内容については、県の指導に基づいた改善計画完了後は、「このまま堆肥原料の受け入れを再開せずに、在庫堆肥の出荷のみを行うことも方策の一つと考えている。」また、「原料が入らないということは資金的に非常に厳しい状況であり、問題を解決するこれといった方策が未だ決まらない状況にある。」といった、どちらとも取れる考えが示され、要望書に対する具体的な対応策などについての記載はありませんでした。

さらに、当該事業者から、「最終的な結論を見出すまで、もう暫く時間の猶予をいただきたい。」旨の、発言がありました。

二月の委員会協議会では、当局より、養豚事業所が進めていた改善措置の進捗状況について、「二階建て豚舎の豚の減頭が順調に進んでおり、計画よりも一ヶ月前倒しで完了する見込みである。」との報告がありました。また、米沢食肉公社への当該事業所からの豚の入荷状況については、前年度比で約三十パーセントの減と見込んでいるとの報告がありました。

一方、堆肥製造事業所が県の指導により進めている改善計画については、「堆肥の搬出が今冬の大雪の影響などによって遅れており、当初の期限の一月二十四日までに完了できず、計画を三月末まで延期した。」との報告が、当局よりありました。

今定例会の委員会においては、再度、堆肥製造事業者を参考人として招致しました。

委員会において、事業者は、「現在、飼料作物栽培への事業変更の準備を具体的に始めており、その事業展開が順調に進めば、堆肥製造事業から撤退する。」ことを表明いたしました。

また、事業者から、「今後、新たな事業の展開によって、流動的ではあるが、堆肥原料の受け入れを再開せず、最長で二年半後までに全堆肥を搬出する。また、その間は、脱臭装置を含めた維持管理を継続して行い、搬出後の建物は、飼料作物の保管庫として活用する計画を検討している。」との報告がありました。

この大きな決断に対して、新たな事業展開をするにあたって、地元の皆様のご理解をいただく必要があること。また、早急に説明会などを開催することを求め、あわせて、市当局に対しても、新事業への支援などの検討を求めました。

また、午後からの委員会協議会では、産業廃棄物処分業の許認可業務を担当する県当局に出席いただき、当該事業所の回答に対する見解をお聞きするとともに、今後の指導等について協議いたしました。

当委員会では、この度の事業者の決断と表明については、悪臭問題の全面解決に向け、大きく前進するものとして期待します。

当委員会の、この一年間の活動を振り返ってみますと、五月には管外行政視察を行い、堆肥製造と臭気対策について知識を深めました。そして、七月には、本市議会として初めて、地方自治法第百条の二の規定に基づく「専門的な立場から助言を得るための調査」を、コンサルタント会社「株式会社オー・エー・ピー」に依頼して実施し、議会の立場から、原因事業所の堆肥製造方法と臭気対策の問題点について検証を行いました。その結果、悪臭問題の全面解決に向けて、一歩進んだ活動ができたと自負しているところです。

両原因事業者については、これまで多額の設備投資を行い、市及び県当局の指導のもと臭気の低減に努めてきたことも事実であります。

加えて、この度の堆肥製造事業者からの回答では、

新たな事業への展開と堆肥製造事業からの撤退が示されました。また、養豚事業者の企業努力によって改善措置が前倒しで遂行されたことについては、当委員会としては評価をしているところです。

当委員会は、平成二十年十二月定例会において初めて設置され、早いもので、それから四年以上が経過いたしました。

この間、人間が感じる「におい」とはそもそも何かといった初歩的なところから勉強を始めました。また、専門家を講師として、全議員を対象とした研修会を開催し、悪臭に関して理解を深めながら、情報の共有化も図ってきたところです。

そして、南原地区自然環境保全推進協議会の皆様、県議会議員、市及び県当局と相談や協議を重ねながら活動をしてきましたが、その結果、両事業所に共通していた、悪臭問題の原因企業であることの認識不足と、当事者としての責任の欠如という点については、改善されたものと感じております。



繰り返になります。これらの成果があったことについては、議会の調査権を活用した結果と認識し、当委員会を設置した目的が一定程度達成され、評価していただけるものと思っております。

しかしながら、地元住民の皆様への思いは、いまなお、たいへん切実であり、悪臭で悩まされる日常を、一刻も早く解消しなければなりません。

結びに、悪臭問題の全面解決を切に願い、関係機関とも連携を図りながら、市議会として引き続き注視していく必要があることを申し上げ、委員長報告いたします。